

第2章 医療安全管理指針

社会医療法人大雄会における医療安全管理としての指針を以下に定める。

2.1 安全管理に関する基本的な考え方

社会医療法人大雄会は、法人の基本理念に基づき、患者の安全の確保を最優先し、医療の質の向上を目指す。安全で最善の医療を提供するために、以下の4項目の行動目標を挙げる。

1. 安全確保が最重要であるという病院文化を創り上げる。
2. 常に患者側に立って考え、行動する。
3. 職種の垣根を越えて、自由に意見が言えるようにする。
4. 「人間はミスをする」ことを前提に、行動し対策を考える。

2.2 医療安全管理のための組織

1. 安全管理体制

医療安全管理の最高責任者である院長の下、医療安全担当副院長、医療安全対策室室長、専従医療安全管理者等から構成される医療安全管理委員会および医療安全対策室を設置し、主体的かつ組織横断的な取り組みを行う。

2. 医療安全に係る委員会等

1) 医療安全管理委員会

院内の医療安全に関わる全ての問題点を把握し、医療安全対策の妥当性を審議し決定する中枢的な役割を担う。

2) 医療安全対策室

医療安全管理委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に院内の医療安全管理に関する業務を行う。

3) 医療安全管理対策作業部会

医療安全対策を実効あるものにする為、医療安全対策室の下に医療安全管理対策作業部会を設置する。

→ 第3章「医療安全管理体制の組織図」参照

2.3 医療に係る安全管理の為の研修

1. 年に2回以上、全職員を対象とした医療安全管理のための研修を定期的実施する。
2. 医療安全推進担当者の指導のもと、部門・部署単位で医療安全管理に関する研修を年1回以上開催する。
3. 研修は医療安全の基本的な考え方、事故等防止の具体的な手法等を全職員に周知徹底する事を通じて、職員個々の安全意識の向上を図る事を目的とする。

4. 院外の研修会・講習会への参加を支援する。

2.4 安全の確保を目的とした改善の為の方策に関する基本方針

職員は医療安全に関わる報告を積極的に行う。報告書は個人責任の追及ではなく、報告された医療問題の原因解明と再発防止対策の作成に有用な情報を収集する事を目的とする。

2.5 医療事故等発生時の対応に関する基本方針

1. 医療事故等発生時は院内の資源を有効に活用し、全力で患者の救命にあたる。また、患者・家族等に対しては、誠実に速やかな事実の説明を行う。
2. 医療事故等発生時における対応・報告、患者・家族への対応、事実経過の記録等に関しては、「医療安全管理マニュアル」に準ずる。
3. 重大な医療事故等が発生した場合、病院長は必要に応じて緊急の会議・委員会等を開催し、事故原因を調査・検証し、再発防止に万全の措置を講ずる。
4. 日頃より早期対応・早期解決を基本とし、重大な医療事故等へ繋がらないよう努める。

2.6 患者からの相談への対応に関する基本方針

患者・家族からの意見を、当法人の医療安全対策に生かすために、相談窓口を設け、医療安全に関わる事項については、医療安全対策室にて検討・対策を行う。

2.7 その他医療安全の推進の為に必要な基本方針

1. 職員は業務の遂行にあたり、細心の注意を払い、医療事故等が起きないように努める。
2. 自己の行為で医療事故等を引き起こした場合、または事故等を発見した場合、応急措置またはその手配、拡大防止の措置を速やかに行う。
3. 職員は医療安全に関わる報告を積極的に行う。